

平成 28 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 28 年 3 月 25 日天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	君
19 番	君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

18 番	森岡一正君	19 番	黒川紀世子君
23 番	滝下清三郎君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

#### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 12号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 13号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 14号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 15号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 16号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 議第 17号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について
- 日程第 8 議第 18号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第 9 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） みなさんこんにちは。ただいまから平成 28 年第 3 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） みなさんこんにちは。春を迎えて農作業の大変お忙しい真只中にご出席いただきましてありがとうございます。今日が最後の総会になります。この 3 年 6 か月は農政改革に揺れた時期ではなかったかと思っております。そうした中で、私たち農業委員は農地を守り、次の世代に繋いでいくことが大切ではないかと思うところがございます。これからも各地域におかれましても、農地を守っていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。それでは本日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 3 名の委員から欠席の届出が出ておりますが過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8 番、中村委員、17 番、川崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田 1,362 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹等を栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 2 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 318 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。

3 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 601 m<sup>2</sup>を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可

要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

4番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑970㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には榊を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。1番について説明申し上げます。場所は旧金焼小学校の入り口付近です。譲受人は認定農家でございまして果樹を中心に幅広く経営しておられます。譲受人の家の隣が申請地となっております。1mくらい盛土をすれば畑になりますので、果樹をつくっていけるとおもいます。認定農家でもありますし特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番について、担当委員より説明をお願いします。

○32番（松川兼光君） 32番、松川です。2番の件について説明します。場所は有明の大浦にある農協の選果場より南に300mくらいのところですが。譲受人の自宅からも近く、専業農家として果樹経営を主にやられています。いままでは借り受けて果樹を栽培されていましたが、今回売買という話になりました。問題ないと思いますので、ご審議おねがいします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について、担当委員より説明をお願い致します。

○11番（浦上廣幸君） 11番、浦上です。会長にお尋ねします。3番と4番は交換の案件ですので一括して説明してもよろしいですか。

○議長（鶴田雄士君） はい。結構です。

○11番（浦上廣幸君） それでは、3番、4番について一括して説明申し上げます。資料は2ページになります。場所ですが有明町下津浦のJA出張所から約4km行ったところになります。4番の譲受人が601㎡のみかんを栽培されておりましたけども、消毒する際に3番の譲受人に迷惑をかけているということで交換という話になったそうです。なにも問題ないかと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありましたまず3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは1番につきまして事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。東浜町の申請人は霊園とするため、山の手町の畑541㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に一部を墓地として利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。申請地はもともと申請人の母親が畑としてつくられていたそうでございますけど、高齢になって耕作ができなく

なったということで年に3回管理をしています。申請地は墓地に囲まれており、今後は墓地として使っていきたいということでございます。申請地を38の区画に区切って残地を道路とし、霊園として維持管理したいという申請でございます。問題はないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。宮地岳町の申請人は農業用倉庫、作業場、駐車場等とするため、宮地岳町の田447㎡、畑227㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に倉庫等を建築し、利用してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。2番について説明致します。スクリーンの写真と資料の3、4ページをご覧ください。場所ですが国道266号を牛深方面に走りますと、宮地岳の郵便局があります。交差点を新和方面に100m行ったところに申請地があります。農業用倉庫、物置、農機具置場、牛の運動場、駐車スペースとして使われています。今後このようなことがないように農地法を遵守しますと始末書が添付してあります。区長さんから排水同意書ももらってあります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の申請人は、貸事務所を建築するため、五和町の田1筆1,026㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準

に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する貸事務所で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。3番について説明致します。申請地は旧五和西中学校から苓北方面に向かって行ったところです。貸事務所は2階が事務所、1階が農機具倉庫という形で申請がなされています。始末書ならびに区長の排水同意書、隣接地の同意書も添付してあります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。本渡町の申請人は、個人住宅を建築したいため、五和町の田1筆1,373㎡の内、435.71㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する個人住宅で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。4番について説明します。場所は五和東部ダムのすぐ近くでございます。この申請は5月の除外申請で転用の見込みありとなっていた案件で、今回転用申請をされてきたわけでございます。周囲の同意書、区長さんの同意書ももらっておられますので、別に問題はないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一郎君) 5番について説明します。有明町の申請人は植林をするため、有明町の田304㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番(浦上廣幸君) 11番、浦上です。5番について説明申し上げます。ただいまの事務局説明のとおりでございます。場所は有明支所の下津浦出張所から山へ3km登ったところ  
です。申請地は約20年前まで水稻をされておりましたが、周囲が山林化してきていますが、  
現在管理はしているというところでございます。申請人も高齢になりもう耕作はできない  
ということで、杉の木を50本植林したいということでございます。周辺の同意書と区長さ  
んの排水同意書もついております。別に問題ないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお  
願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第4、議第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついてを議題と致します。

それでは1番につきまして事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は貸通路とするため、本渡町の譲渡人から本渡町の畑86㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に通路として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。



○31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。1 番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し、法人所有の倉庫への通路として貸し付けたいというものです。場所は、本渡海水浴場の近くです。資料④は 11、12 ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。約 20 年前より右奥の倉庫への通路として利用してありましたので、始末書が添付してあります。雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 2 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。本渡町の譲受人は自宅への進入路とするため、本渡町の譲渡人から本渡町の畑 10 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に通路として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31 番（松原高弘君） 31 番、松原です。2 番を説明致します。申請人は事務局説明のとおり売買により取得し、自宅への通路の幅員を広げたいというものです。場所は、茂木根警察官舎の近くです。資料④は 13、14 ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。右に白い建物がありますが、自宅です。通路として約 30 年間使用してありますので、始末書が添付してあります。雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 3 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。宮崎県西都市の譲受人は動物病院兼自宅を建築するため、港町の譲渡人から亀場町の畑310㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番を説明致します。場所は亀場牛深線に食場神社がございまして、その近くの宮下橋付近になります。宮崎県在住の譲受人は天草市港町在住の譲渡人より売買により所有権を移転して310㎡を転用して、隣接地と合わせて動物病院及び個人住宅を建てたいとの申請でございます。建設にあたって、給水は天草市の水道を利用し、汚水は合併浄化槽を設けて河川に放流します。雨水は敷地内に側溝を設置して河川に流します。この敷地には以前倉庫等が建っておりました。そういうことで始末書が添付されています。隣接同意は3名からいただいております。区長からの排水同意書が添付されています。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。佐伊津町の譲受人は個人住宅を建築するため、天草町の譲渡人から佐伊津町の田429㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。4番について説明します。まず場所ですが、佐伊津の中央より1km位西の方になります。写真の手前が東側でございます。黒く見えるところが南側で、私は11時頃現地確認に行きましたが、3分の1位は影のようでした。譲受人に聞いたわけですが、竹藪を払うそうです。譲渡人は遠方であり耕作できないということで、20年前にバラスを敷いて草が生えないようにしたので、始末書が添付されております。

別に問題なかろうかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 天草町の譲渡人はどういう経緯で佐伊津町の農地を取得されたのですか。

○34番（倉田喜一君） 譲渡人が取得された経緯は詳しく分かりませんが、譲渡人の奥さんの地元の土地になるというのをお聞きしております。

○議長（鶴田雄士君） 外に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の譲受人は、貸住宅及び貸駐車場としたいため、五和町の譲渡人から、五和町の畑1筆1,706㎡の内1,153.79㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する貸住宅及び貸駐車場で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。なお、既に造成してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明申し上げます。この案件は、以前農振除外の申請があったところでございます。場所は佐伊津町と五和町の境付近になります。地図は19ページ、20ページをご覧ください。申請人は兄弟の家を2棟作るということです。そして、兄弟に貸すとのこと。現在付近の会社に駐車場として使用されていますので、始末書が添付されております。給水は、市の上水道。雨水の排水は道路側溝へ排水します。また、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経て、道路側溝へ放流するというところでございます。隣接所有者の同意も取りそろえてあります。また、区長の排水同意書もありますので、特に問題ないと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。五和町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、五和町の譲渡人から、五和町の田1筆264㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に造成してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。6番について説明します。申請地は手野保育所付近になります。譲受人は夫婦子供5人家族で、現在借家住まいで手狭なため個人住宅を建てたいとの申請です。始末書並びに区長の排水同意書も添付されております。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。写真を見ますと、申請地以外のところも実際埋まっていますが、そこのところも何らかの申請が必要ではないでしょうか。

○15番（山下和弘君） 申請地以外のところも、外の方が近々転用申請をされるとのことですので。

○議長（鶴田雄士君） 外に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、五和町の譲渡人から、五和町の畑1筆457㎡の内378.83㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番、山下です。7番について説明します。申請地は4条の3番で審議した場所の近くです。譲渡人と譲受人は親子です。住宅並びに作業所を建築したいということで申請があがっています。実際建築してありますので、始末書が添付されています。隣接同意書や区長の排水同意書も添付してあります。大きな問題はありませんが、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。五和町の譲受人は、駐車場としたいため、五和町の譲渡人から、五和町の田1筆1,701㎡を使用貸借権で設定し借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する駐車場で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。8番について説明します。資料④の25ページ、26ページをご覧ください。申請地は五和町城河原の中心付近になります。現在申請人が経営している焼肉屋でございすが、現在バスが3台位同時に入ったりして駐車スペースが足りない状態がよくあるので、駐車場として転用したいというものです。ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一郎君） 9番について説明します。五和町の譲受人は病院用地とするた

め、五和町の譲渡人から有明町の田 7 筆 6,874 m<sup>2</sup>を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11 番（浦上廣幸君） 11 番、浦上です。9 番について説明します。写真は 27、28 ページになります。前方のスクリーンをご覧ください。場所ですが有明町の小島子です。病院を経営する譲受人が 6,874 m<sup>2</sup>を、運動公園、駐車場 109 台、残地を通路等に転用したいというものです。全体に盛り土をするそうです。公園にはリハビリ場所を作り、駐車場は盆正月の見舞いの時期にも対応できるようにとのことです。給水については、市の水道を利用し、雨水につきましては、海が近いので海に放流するということでございます。区長の排水関係の同意も取っておりますし、何も問題ないかと思っておりますのでご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありますか。

○3 番（川原昭雄君） 3 番、川原です。申請地は今まではどういう状況で管理されていたのですか。

○11 番（浦上廣幸君） 2、3 年前までは水稻を作ってありましたが、中身については詳しく分かりません。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 10 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 10 番について説明します。新和町の譲受人は、住宅、店舗などを建築したいため、本渡町の譲渡人から、新和町の田 1 筆 733 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4 番（川口直君） 4 番、川口です。10 番について説明します。場所は旧 JA 碓石出張所から北へ 500m 程行ったところでございます。地図は 29、30 ページと前のスクリーンをご覧ください。

いただきたいと思います。今度県道碓石中田線の拡張工事によって住居及び店舗の移転を余儀なくされたため、ここに住居、工場、車庫を建設されるということでございました。給水は、市の水道から、生活雑排水は合併浄化槽を通して隣接水路への排水でございます。隣接農地はないため、影響はないかと思われまます。農用地からの除外も済んでおりまして、排水同意書も区長からもらっております。審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 11番について説明します。久玉町の譲受人は、駐車場としたいため、久玉町の譲渡人から、久玉町の畑1筆3,273㎡の内715㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝君） 10番、江良です。11番について説明します。場所は久玉町にある県道本渡牛深線沿いにあります。現在従業員の駐車場が足りないとのこと。区長の排水同意書もあります。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第15号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第15号について説明します。資料②の5ページからご説明致します。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が28件、再設定の計画が19件、

転貸の計画が4件、合計で52件、総面積は134,747㎡となっております。所有権移転の計画1件は、熊本県農業公社が売買により取得するものです。また、転貸の4件は、農地利用集積円滑化団体、本渡五和農業協同組合が3件、あまくさ農業協同組合が1件における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、16ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転1件、利用権設定51件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第16号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第16号について説明します。資料②の17ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、五和町13件、天草町2件、倉岳町2件、本渡町2件、合計で19件、総面積は14,848㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1筆ごとにスクリーンに映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②17ページの、1番、五和町の申請地です。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。1番の件について現地確認に行きましたけれども、非農地というのは無理かなと思います。私が現地確認に行った際は、十分に畑として復元できると見てきました。以上です。

○事務局（瀧本由一君） 続きまして、ただいまのスライドは、資料②17ページの、2番、3番、五和町の申請地です。



ただいまのスライドは、資料②17ページの、4番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、5番、6番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、7番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、8番、9番、10番五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、11番、12番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、13番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、14番、15番、天草町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、16番、17番、倉岳町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②17ページの、18番、19番、本渡町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番は農地、2番から19番までは山林と認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第17号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） お手元の資料⑤をお願い致します。議第17号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き40アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2010農林業センサスにおいて、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の57パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。まず1点目でございますけれども、農地法施行令第6条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月10日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、平成28年度の管内各市

町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、斉しく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。資料といたしまして、2枚目に別段面積の設定についてということで農地法3条2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということではありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未滿の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。その裏面をご覧くださいますと、経営耕地面積規模別農家数がございまして、まず40アール未滿であるとうなるかということでございますが、総数を書いてございますけれど、2,625世帯、に各段階の世帯数を足しますと3,085戸。全体で57.05%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.11%ということで100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございまして、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局より説明がありました。みなさんのご意見、ご質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、議第18号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と致します。天草市農業委員会会議規則第13条により、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、該当される委員の方は、本件の議事終了までの間、暫時退席をお願いします。それでは議事に入ります。本件につきましては、改正農業委員会法、並びに同法施行令、同法施行規則に従い農業委員会において新設農地利用最適化推進委員を委嘱するものでございます。まず事務局からの資料の説明の後、提案は稲田職務代理者より行っていただきます。それでは、まず事務局より説

明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 議第 18 号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。お手元の資料 6 をご覧ください。まず、資料の 3 ページをお願いします。補足資料の説明を行います。改正法による農業委員の選出方法の変更と農地利用最適化推進委員の新設を掲載しています。次に、農業委員の定数ですが現行の 38 人から 13 人に、新設の農地利用最適化推進委員の定数が 34 人となります。決定までの手順は、記載のとおりでございます。農地利用最適化推進委員の推薦・応募の受け付けを 1 月 20 日から 2 月 15 日まで行いました。その結果、推薦を受けた者が 29 人、応募した者が 10 人の計 39 人が候補者となりました。そこで、候補者の評価を行うため、天草市農業委員会運営協議会を 2 月 18 日に市役所別館 B 会議室で実施しました。推進委員は農業委員会が定める区域での活動となるため、候補者が 1 人の区域は書類審査を、複数の候補者があった区域については、提出いただいた推薦・応募書、履歴書により評価できるように、農業の知識・農業経営の実績、志望熱意（応募者）、推進委員の適正（推薦）などの項目を定め、評価点数により候補者の評価を行いました。

以上、補足資料の説明を終わります。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局より説明がありました。みなさんご質問はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは稲田職務代理者より提案理由の説明をお願いします。

○2 番（稲田秀敏君） それでは、資料 6 の議案書 1 ページをご覧ください。「農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。農業委員会等に関する法律第 17 条により、農地利用最適化推進委員を委嘱するには、農業委員会の承認が必要となりますので、この議案をご提案いたすものであります。候補者につきましては、番号順に担当区域と氏名を公表させていただきますが、性別・年齢・住所につきましては、議案書に掲載のとおりでございますので、ご覧ください。

1 番、担当地区、本渡南地区全域、淀川洋一、2 番、本渡北地区全域、前田茂、3 番、亀場地区全域及び栢宇土町の一部、山本友保、4 番、下浦地区全域及び志柿地区全域、小川博幸、5 番、楠浦地区全域、渡辺徳行、6 番、本町地区全域、鶴田清和、7 番、佐伊津地区全域、堤内豊喜、8 番、宮地岳地区全域及び栢宇土の一部、小林義隆、9 番、牛深町全域、山本正吉、10 番、久玉町全域、金棒康二、11 番、深海町全域、滝下和喜、12 番、二浦町全域及び天草町大江向、佐藤和幸、13 番、魚貫町全域、高橋峯夫、14 番、有明町の楠浦及び大浦、松川兼光、15 番、有明町の赤崎及び須子、山田勝彦、16 番、有明町の上津浦及び

下津浦の一部、後藤寛、17番、有明町の下津浦の一部、大島子及び小島子、浦上廣幸、18番、御所浦町全域、山崎英昭、19番、倉岳町の棚底及び宮田、葉山勝人、20番、倉岳町の浦、柴田眞一、21番、栖本町の馬場、打田及び河内（中河内）、前田達也、22番、栖本町の湯船原、古江並びに河内（下河内及び大河内）、23番、新和町の小宮地、川崎眞志男、24番、新和町の碓石、大宮地及び中田、25番、新和町の大多尾、柳良寛、26番、五和町の御領、金子定高、27番、五和町の二江及び鬼池、森本文隆、28番、五和町の手野1丁目及び2丁目、山下和弘、29番、五和町城河原1丁目から3丁目まで、田口直光、30番、天草町の高浜、福連木、下田南及び下田北、野田増一、31番、天草町の大江（大江向を除く。）、軍浦、福連木、下田南及び下田北、長田数志、32番、河浦町の新合、立原及び今田、武内正俊、33番、河浦町の白木河内、河浦、久留、路木、今富及び崎津、小川浩治、34番、河浦町の宮野河内、橋本正寛。

以上34人の候補者の方々は、いずれも地域の信頼も厚く、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を持たれており、農地利用最適化推進委員として適任と考え、ご提案いたすものであります。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） この件について、委員の皆さんのご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件について、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり決定します。

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第10、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、資料②の19ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、新和町2件、それぞれ、田の一部を盛り土し畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届については、ありませんでした。第5条の許可不要転用届については、河浦町1件、栖本町1件、それぞれ無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

午後3時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三四人

署名委員 川崎真志男

